

| 令和7年度第4回南部町農業委員会総会会議録 |  |        |     |     |       |     |
|-----------------------|--|--------|-----|-----|-------|-----|
| 招集年月日                 | 令和7年7月10日(木)   |        |     |     |       |     |
| 招集場所                  | 南部町役場天萬庁舎2階 大会議室   |        |     |     |       |     |
| 開会時間                  | 13時30分   |        |     |     |       |     |
| 閉会時間                  | 14時35分   |        |     |     |       |     |
| 農業委員<br>出欠            | 番号   | 氏名     | 出・欠 | 番号  | 氏名    | 出・欠 |
|                       | 1番   |        |     | 5番  | 井田 厚美 | 出席  |
|                       | 2番   | 井上 武   | 出席  | 6番  | 田邊 元史 | 出席  |
|                       | 3番   | 庄倉 三保子 | 出席  | 7番  | 恩田 一秀 | 出席  |
|                       | 4番   | 黒木 美由紀 | 出席  |     |       |     |
| 農地利用最適化推進委員<br>出欠     | 8番   | 牛田 弘則  | 出席  | 14番 | 秦野 勝仁 | 出席  |
|                       | 9番   | 吉次 純一郎 | 出席  | 15番 | 板 秀樹  | 出席  |
|                       | 10番  | 白川 透   | 出席  | 16番 | 足井 秀二 | 出席  |
|                       | 11番  | 松本 美樹  | 出席  | 17番 | 野口 龍馬 | 欠席  |
|                       | 12番  | 糸田 雅樹  | 欠席  | 18番 | 山田 安身 | 出席  |
|                       | 13番  | 岡田 充生  | 出席  |     |       |     |
| 議事録署名委員               | 15番  | 板 秀樹   |     | 16番 | 足井 秀二 |     |
| 出席吏員                  | 農業委員会事務局長 亀尾 憲司<br>農業委員会事務局長補佐 本田 秀和<br>産業課主幹 前田 智恵子<br>建設課地籍調査室主幹 岡田 岳大<br>農業委員会事務員 田邊 操枝 |        |     |     |       |     |
| 傍聴人                   | 0人   |        |     |     |       |     |

| 付議案件 |   |
|------|---|
| 議案番号 | 提出議案の題目   |
| 第1号  | 条件付き許可案件に対する許可について  |
| 第2号  | 農用地利用集積等促進計画案の意見照会について  |
| 第3号  | 地籍調査に伴う地目の照会について  |
| 報告事項 | (1) 農地パトロール出発式について<br>(2) 各地区の農地パトロール班編成及び日程について                            |
| その他  | (1) 令和7年度第5回南部町農業委員会総会日程<br>(2) 公務災害補償制度について<br>(3) 農地中間管理事業利用権設定等計画書配布について |

| 程及び提出議案の題目                             | (発言者) |   |
|--|-------|---|
| 1. 開 会                                 | 局長    | ただいまより、令和 7 年度第 4 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は、12 番の糸田委員と 17 番の野口委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程 2 の会長挨拶をお願いします。  |
| 2. 挨 拶                                 | 会長    | (省略)  |
|  | 局長    | 南部町農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。   |
| 3. 議事録署名委員及び書記の指名                      | 議長    | 議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、15 番 板 秀樹委員、16 番 足井秀二委員、書記は田邊職員にお願いします。  |
| 4. 議事<br>議案第 1 号<br>条件付き許可案件に対する許可について | 議長    | 議案第 1 号『条件付き許可案件に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。   |
|  | 局長補佐  | 条件付き許可案件に対する許可について、条件付き許可と判断された案件について、許可することの可否について採決を求める。  |
|  |       | 【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 1 ページ）】   |
|  |       | <p>番号 1</p> <p>土地の表示： 登記：畠 現況：畠 地籍： m<sup>2</sup></p> <p>契約種別：所有権移転 売買 用途：宅地 駐車場</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>この申請地は、300m 以内に があるため、農地区分は第 3 種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。令和 7 年 6 月総会で条件付き許可とされた案件でございます。再度、ご審議をお願い致します。</p> |
| 議案第 1 号<br>条件付き許可案件に対する許可について          | 議長    | 現地調査報告を井上委員よりお願いします。  |
|  | 井上委員  | 本日、午前 9 時より、恩田会長、田邊委員、井田委員、本田局長補佐、私で現地調査を行いました。6 月 11 日の現地調査で、事前着工ではないかとの指摘を受けまして、その後、申請者とお話をしました。現地調査資料の 1 ページに 6 月 27 日に現地を確認した際の写真が付いています。本日の現地調査でも写真のとおり、カボチャの苗が 6 本、キュウリの苗が 4 本植えてあり、畠として活用されていることを確認しましたのでご報告致します。                                  |
|  | 議長    | 議案第 1 号につきまして質疑に入ります。   |
|  | 田邊委員  | 売買価格を教えて下さい。  |
|  | 局長補佐  | 売買価格は 10 aあたり 円と聞いております。  |
|  | 議長    | 他にございませんか。ご異議ございませんか。   |
|  | 一同    | 異議なし。   |
|  | 議長    | 異議なしと認め、議案第 1 号『条件付き許可案件に対する許可について』議決、承認されました。  |
| 議案第 2 号<br>農用地利用<br>集積等促進              | 議長    | 議案第 2 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。   |
|  | 前田主幹  | 【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書 2～4 ページ）】   |

|                          |      |  |
|--------------------------|------|--|
| 計画案の意見照会について             |      | 農地番号 1~6 番<br>設定を受ける者： 2 名<br>設定をする者： 3 名<br>設定をする土地： 6 筆 計 10,112 m <sup>2</sup>  |
|                          | 議長   | 議案第 2 号につきまして質疑を受けます。  |
| 庄倉委員                     |      | さんについてお聞きします。同じような場所で賃料が違うのは何故かと言う事と、経営面積が m <sup>2</sup> となっていますが、これだけの面積で経営は成り立っていますか。   |
| 前田主幹                     |      | 賃料については、は、成木が植わっている農地をそのまま引き継がれたもので、木の実りも含めて 円で設定されています。の方は、既に伐採されている農地を借りられて、ご自分で苗を植えて育てておられまして、底地料として 円の設定にされています。<br>経営についてですが、新規就農などでご案内しているもので、梨の場合は、だいたい 5 反くらいで利益か確保できると県の方で試算しています。さんは、現在、世帯員を含めて 2 名でされている状況で、就農から 5 年以上経過されています。選果場に参加されたりしていますが、今のところ生活は確保されて取り組んでおられると認識しています。   |
| 庄倉委員                     |      | 農業者年金への加入推進の際に、収入が安定しないので加入は難しいとの話を聞くので心配したのですが、十分に儲かるとの試算が出ているのですね。   |
| 前田主幹                     |      | 県の試算では、50 a 程度で十分に所得が確保出来ると試算しています。  |
| 議長                       |      | 参考までに、井田委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。  |
| 井田委員                     |      | 私は柿栽培なのですが、梨は柿より単価が高いので、この面積で生活に支障はないと思います。柿ならば、この面積では生活は難しいです。  |
| 議長                       |      | 他にございませんか。ご異議ございませんか。  |
| 一同                       |      | 異議なし。  |
| 議長                       |      | 議案第 2 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』原案どおり議決、承認されました。  |
| 議案第 3 号 地籍調査に伴う地目の照会について |      | (地籍調査室 岡田主幹入室)   |
|                          | 議長   | 議案第 3 号『地籍調査に伴う地目の照会について』上程致します。提案者より説明を求めます。  |
|                          | 局長補佐 | 議案書の 5 ページと、別冊で差し替えとしてお配りしています“農地変更調書”になります。地籍調査に伴う地目の照会について、このことについて、下記の通り地目の照会について審議をお願します。詳細につきましては、地籍調査室の岡田主幹より説明をお願いします。  |
|                          | 岡田主幹 | 宜しくお願ひ致します。地籍調査についてですが、現地調査が終わった後に地目を、農地から農地外、農地外から農地に変更する場合は、農業委員会に照会するものとされていますので、本日、ご審議をお願いするものでございます。<br>今回は平成 26 年、27 年に現地調査を行ったものです。 の農地から農地外への変更 345 筆、農地外から農地への変更 5 筆、 の農地から農地外への変更 114 筆、農地外から農地への変更 7 筆についてご審議をお願いします。<br>筆数が多いですので、ひとつひとつの説明は割愛させていただいて、表の見方をご説明させていただきます。農地変更調書の 2 ページをご覧下さい。左側は調査前の内容が表示しております。地籍の面積は現在登記簿に書いてある調査前の面積です。右側は調査後どのようになったか結果が書いてあります。空欄は変更がなかったと言う事です。(1)で説明しますと、 が調査後に |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>田 484 m<sup>2</sup>と、 公衆用道路 100 m<sup>2</sup>に分筆された言う事です。年月日不詳地目変更とあるのは、現況は変わっているが、詳しい年月日が分からぬと言う事です。また、(4) の右側の欄に地籍錯誤とあります、これは、正確な測量を行った結果、登記されている面積と現地の面積が違っている場合は、法務局から地籍錯誤と表現をするように指導がございます。以下、お読み取りをお願いします。</p> <p>本日の午前中に、この中から雑種地、宅地に変わったものについて現地を確認していただいています。現地調査資料をご覧ください。 の主に と の 10 件を載せてあります。図面等は付いている通りですので、ご確認いただければと思います。以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。</p>  |
| 議長   | 議案第 3 号につきまして質疑を受けます。   |
| 吉次委員 | 分筆や、地籍錯誤で面積が変わるとの説明がありました、その場合は、新しい面積に対して税金がかかるのですか。  |
| 岡田主幹 | 新たに測量して確定した面積に対して税金がかかることになります。地籍調査をして、法務局で完了した段階で登記簿が変わりますので、変わった段階で課税する面積も変更になります。  |
| 吉次委員 | 登記と現状の差が出た時に、例えば実際よりも多く税金がかかっていた場合は、還付されますか。  |
| 岡田主幹 | 結論から申しますと、追徴も還付もありません。元々、登記簿自体が明治に作られた、縄で測っていた古いものであります。それが現在の精度に合わせて、課税の公平性の観点から、今の精度の高い測量でかけていきますから、それによって違っていたからと過去にさかのぼって追徴も還付もありません。過去に関して何かをすると言う事はこの事業ではありません。   |
| 吉次委員 | 宅地も同じですか。   |
| 岡田主幹 | 宅地も、山林も全て同じです。  |
| 吉次委員 | 分かりました。   |
| 秦野委員 | 地籍調査についてお聞きします。今回、 は調査してから 10 年経って上がってきています。5 年か 6 年で上げると言う話を聞いていましたが、こんなに時間がかかるものですか。町内でまだしていない所があると思いますが、進捗率はどのくらいですか。もう少し早くしてもらえませんか。  |
| 岡田主幹 | 大変遅くなってしまい申し訳なく思っています。背景につきまして、については主に 2 つあります。人力的に事務が進まなかった。それから地権者の問題がありました。現地で調査をして境界については確定したのですが、その後、閲覧とかで同意を貰う段階で相続が発生して、その相続の案件が多くなったのですが、相続放棄で誰からも同意を貰えない状況が続きました。この場合、事業的には筆界未定と言う扱いになります。筆界未定になった場合に本人だけなら良いですが、隣接の方にもご迷惑をかけてしまう状況がございました。何日も現地に足を運ばれた方に不利益をもたらしてしまうのはいかがなものかと言う事で、当時、相続財産管理人の選定をしかけていると言う話がありましたので、選定されれば事業が動くのではないかと様子を伺っていました。数年前にそれが選定されまして、必要な同意が得られましたので何とか進めて今回の運びとなりました。10 年かかってしまった事は大変申し訳なく思っています。古い過去の案件から順番に整理していくかなければいけないと言うのがあります、これを皮切りに進めていきたいと思っています。 |
|      | 進捗率ですが、南部町全体の 37% くらいです。以前は、山を中心にしていま   |

|   |      |   |
|---|------|---|
|   |      | したが、宅地周りも重要であろうと、宅地周りを中心回っています。その後に山も回りたいと思っていますが、なかなか進んでいない状況です。   |
| 議長  |      | このような相続の問題は、これから増えると思います。それ待っているのではなくて、管財人に承諾を取って進めるなどしないと手間も時間もかかるばかりです。皆さんが困られます。もっと迅速にお願いします。  |
| 吉次委員  |      | 進捗状況が37%との事ですが、会見側、西伯側と分けて調査をされていると思いますが、それぞれの進捗状況はどのくらいですか。  |
| 岡田主幹  |      | 具体的に分けて出した事がないのですが、西伯側の方が進んでいます。  |
| 吉次委員  |      | 会見側が遅れている理由は何ですか。   |
| 岡田主幹  |      | 元々、山の方を中心にやっていましたが、平成28年からは宅地周りを中心に進めています。会見側は若干平野部が遅れています。令和4年に金田、令和6年からは天萬に入っていますので、これから進んでいくようにやっているところです。   |
| 吉次委員  |      | 会見側の代表で言うわけではありませんが、会見側の方が面積は少ないわけです。同じスピードで、西伯側は多めに、会見側は少なめに行うようにすれば進捗状況が並行して進むようになるのではないかと思います。   |
| 庄倉委員  |      | さんの関連で墓地が多く出ていますが、農地に墓地は出来ないと思います。その当時は農業委員会などの許可がなくとも許されていたのですか。   |
| 岡田主幹  |      | 墓地に関しては、当然、勝手に作れるものではありません。町民生活課で手続をされて許可を取って、それで登記が変わるものです。今回上がっている案件につきましては、事前に町民生活課に確認を取っています。許可になっているが、登記を変えていなかったようであると確認しています。そのような手続が出来ていれば、地籍調査の中で墓地に変えることが出来ます。  |
| 庄倉委員  |      | 個人の方ならともかく、さんがきちんとされていなかったのが不思議でした。許可は取っておられるのですね。  |
| 岡田主幹  |      | 許可済みであると確認しています。許可は取っておられたけれど登記を変えておられなかったと言う事のようだと思います。  |
| 議長  |      | 今回の事に限らず、昔は農業委員会で許可を貰ったからこれで終りと登記まで変えられない方が多かったようです。今でも、金融機関等を通されない場合など、登記まで変えられない方がおられるようですので、その辺のご指導も皆さんにはお願ひしたいと思います。<br>他にございませんか。ご異議ございませんか。   |
| 一同  |      | 異議なし。   |
| 議長  |      | 異議なしと認め、議案第3号『地籍調査に伴う地目の照会について』は提案どおり議決、承認されました。  |
| 5. 報告<br>(1) 農地パトロール出発式について<br>(2) 各地区的農地パトロール班編成及び日程について | 議長   | 報告になります。『(1) 農地パトロール出発式について』説明を求めます。  |
|   | 局長補佐 | 農地パトロールの出発式及び各地区の農地パトロールの日程及び班編成についてご報告をさせていただきます。議案書の6ページと、別紙で班編成表を配させていただいております。<br>出発式ですが、予定どおり8月1日9時から天萬庁舎正面玄関前で行います。来賓ですが、町長、副町長共にこの日は別用事があり出席出来ないと言う事ですので、現在、事務局で調整しております。<br>出発式当日の現地調査のコースにつきましては、委員の皆様から場所の選定報告がございましたので、資料等の準備をしております。天萬庁舎を9時15分に出発して、天津地区の境、大国地区の鍋倉、法勝寺地区の道河内、上長田地 |

|  |      |  |
|--|------|--|
|  |      | <p>区の能竹、東長田地区の金山、賀野地区の市山、手間地区の諸木を見て、12時頃に天萬庁舎に帰ってくる予定にしております。社協のマイクロバスを準備しております。また、マスコミに情報提供をしたいと考えております。</p> <p>パトロールの班編成についてですが、こちらも委員の皆様から希望日の報告をいただきました。各関係機関からも地区ごとの参加メンバーの報告をいただきました。諸事情によりましてメンバー等の変更がありましたら担当班長さんを通じてご連絡をさせていただきます。また、地区の方で変更等ございましたら事務局までご連絡をお願いします。事務局からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>  |
|  | 議長   | お聞きになりたいことはございませんか。（質問、意見等なし。）   |
| 令和7年度第5回農業委員会総会の日程                                 | 議長   | 令和7年度第5回南部町農業委員会総会は、令和7年8月8日（金）に開催します。   |
| その他<br>公務災害補償制度について<br><br>農地中間管理事業利用権設定等計画書配布について | 議長   | 『公務災害補償制度について』と『農地中間管理事業利用権設定等計画書配布について』一括で説明をお願いします。  |
|  | 局長補佐 | <p>お手元にパンフレットをお配りしていますが、今年度も公務災害補償制度に加入をお願いします。昨年までは掛金を委員の皆様にご負担していただいていましたが、今年度から公費負担になりましたので、皆様からの掛金の徴収はございません。保険期間は令和7年10月1日から1年間で、補償内容はA型です。内容についてはパンフレットでご確認下さい。手続きについては事務局で行います。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業利用権設定等の計画書の配布について説明致します。6月の総会で産業課より配布についてのお願いと説明がありましたが、本日、各地区で配っていただく更新案内、申請書類等々を用意しました。土地の所有者さん宛には更新案内と申請書類の両方が入っています。耕作者さん宛には更新案内が入っています。基本的には地域ごとに分けて配布をお願いしていますが、                  さん、                  さん、                  さんなどは一括で欲しいということですので、地域をまたいで一括で用意をしていますので、それぞれの法人さん、担い手さんの担当地区の委員さんよりお渡し下さい。なお、耕作者さん宛のものもお渡ししておりますが、事務局からの配布のご希望がございましたら事務局へお返し下さい。また、配布の中には町外の住所の方も含まれています。地元在住の親戚の方が管理しておられたり、連絡を取つていただくことが可能である場合がございますので、一応配付をお願いしておりますが、配布出来ないものがございましたら事務局へお返し下さい。</p> <p>来年の8月に終期が来るものまでを用意しております。添付しておりますリストの終期をご確認いただきまして、終期が迫っているものから、地権者さん、耕作者さんへの手続きのお願いをよろしくお願い致します。</p> <p>それから、先月、配布の際の活動記録の基準についてご質問がございました。活動記録の実績として含まれる内容を記載しておりますのでお読み取り下さい。また遊休農地パトロールについても、活動記録に含まれる活動について記載しておりますので、お役立ていただけたらと思います。以上です。</p> |
|  | 議長   | 皆様よりお聞きになりたい事はございませんか。（質問等なし。）   |
| 閉会   | 議長   | これにて令和7年度第4回南部町農業委員会総会を閉会致します。   |